令和６年度第３回木更津市行政不服審査会　会議録

〇開催日時：令和６年１１月２８日（木）　午後２時から午後４時まで
〇開催場所：木更津市役所駅前庁舎８階　会議室１
〇出席者氏名
　審査会委員：渡邉秀孝（会長）、井元岳史（副会長）、清水幸雄
　木更津市（事務局）：総務部総務課　中原総務部次長（兼総務課長）、渡辺課長補佐、
　　　　　　　　　　　河上係長、石井主査、梅田主任主事
　（口頭意見陳述出席人）
　申立人代理人（陳述者）：〇〇〇〇
　申立人補佐人：△△△△
　木更津市（処分庁）：下水道推進室　笹生室長、髙木室次長、桐谷係長、千石係長

〇公開非公開の別：非公開

〇会議の内容
河上係長　ただいまより令和６年度第３回行政不服審査会を開催いたします。
　会議の成立について報告いたします。本審査会の会議は木更津市行政不服法施行条例第８条第２項により、すべての委員の出席がなければ開くことができないとされております。
　審査会の委員定数は３名、本日の出席委員は３名となっており、すべての委員が出席されておりますので、本日の会議は成立しておりますので、報告させていただきます。
　次に、事務局よりお伺いいたします。
　今回の審査会は、審査請求による審査が予定されております。審査請求の諮問に係る審議については、本審査会は非公開とするということでよろしいでしょうか。
委員　はい。結構です。
河上係長　それでは木更津市行政不服審査法施行条例第８条第１項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、渡邉会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
渡邉会長　規定によりまして、議長を務めさせていただきます渡邉でございます。ご協力お願いいたします。着座にて進行させていただくことをご容赦ください。
　本日の議題は、下水道事業受益者負担金決定通知書に対する審査請求の審議でございます。

審査会にて審議（下水道事業受益者負担金決定通知書に対する審査請求について）

河上係長　５分前となりましたが、審査請求人をお呼びしますか。

渡邉会長　お願いします。

渡邉会長　おそろいですかね。本日口頭意見陳述を主催させていただきます木更津市行政不服審査会の会長を務めております渡邉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行政不服審査会の方は、会長渡邉以下、清水委員と井元委員 3 名で構成されております。どうぞよろしくお願いいたします。

口頭意見陳述を実施

渡邉会長　以上で終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

審査会にて審議（下水道事業受益者負担金決定通知書に対する審査請求について）

渡邉会長　では、本日の行政不服審査会は終了させていただきます。

お疲れ様でした、ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和６年１２月２７日

木更津市行政不服審査会会長　渡　邉　　秀　孝